

平成31年4月1日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分		別表第1 健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分	
省 庁	組 織 区 分	省 庁	組 織 区 分
(略)	(略)	(同左)	(同左)
国家公安委員	(略)	国家公安委員	(同左)
会	管区警察局 警察支局	会	管区警察局
	(略)		(同左)

(略)	(略)	(同左)	(同左)
法務省	(略)	法務省	(同左)
	婦人補導院		婦人補導院
	(略)		(同左)
	地方法務局 保護観察所		地方法務局 地方入国管理局 保護観察所
出入国在留管 理庁	本庁		
	入国者収容所 地方出入国在 留管理局		
(略)	(略)	(同左)	(同左)
備考 1・2	(略)	備考 1・2	(同左)

以 上